

令和8年度以降
木曾川水系（上流）
砂利等の採取に関する規制計画

令和8年3月

中部地方整備局
木曾川上流河川事務所

1. 対象区間

表1 対象河川区間

種別	河川名	起点	終点	延長(km)	摘要
幹川	木曾川	24.4k	70.4k+250	48.5	羽島市・海津市境から今渡ダム上流80m附近まで
支川	南派川	1.0k-150	7.4k	7.0	木曾川43.6k-197から木曾川49.4k+150まで
支川	北派川	0.8k-205	2.6k+115	2.7	木曾川44.4k-185から木曾川46.0k+110まで
幹川	長良川	30.2k	56.2k+100	26.2	木曾川下流河川事務所との管理境界付近から 右支川岩舟川合流点から約800m上流まで
支川	犀川	0.0k	2.6k+100	2.7	長良川合流点から忠太橋直下流まで
支川	五六川	0.0k	0.4k+10	0.4	犀川合流点から野白新田逆水樋門下流約10mまで
支川	伊自良川	0.0k	5.6k+150	5.6	長良川合流点から繰舟橋直上流まで
幹川	揖斐川	26.8k	61.0k+70	34.8	新今尾橋(県道)上流約350mから 川口橋(町道)直上流まで
支川	牧田川	0.0k	15.8k-70	15.6	揖斐川合流点から広瀬橋(県道)直上流まで
支川	杭瀬川	0.0k	8.8k	8.8	牧田川合流点から塩田橋(県道)直下流まで
支川	根尾川	0.0k	11.8k	11.8	揖斐川合流点から山口頭首工直下流まで
計				164.1	

2. 規制計画の方針

(1) 規制計画の方針

砂利等の採取においては、河道の安定を保ち、河道にある構造物に対して安全であることを原則とする。

木曾川においては、河床低下が著しく近年も回復しておらず砂利採取による河川管理施設への影響を防ぐことは困難であるため、砂利の採取は禁止とする。

長良川においては局所的な深掘れを除けば全体的には河道は安定しているため、砂利採取可能とする。

揖斐川においては、河道は安定しているため、砂利採取可能とする。

なお、平成20年3月策定（令和2年3月変更）の整備計画が変更された際や新たな知見等により見直しの必要性が生じた際には、適宜本計画の見直しを行うものとする。

河道にある鉄道橋の保安距離の緩和に関して施設管理者に通知若しくは事前協議を行い、支障がないことの確認を得られた場合は、保安距離を緩和することを可能とする。

床固・堰に対して河川管理者との調整により合意が図られた場合は、保安距離、掘削基準河床高を緩和することを可能とする。

また、道路橋等その他施設についても、施設に近接して採取を許可する場合には、許可申請書に施設管理者の意見等を添付するなどの対応をとるものとする。

保安距離等を緩和し砂利採取を行う場合は、砂利採取後、橋梁や床固等の各施設に対してモニタリングを行い、安全であることを確認するものとする。

砂利採取の許認可にあたっては、これまでの測量成果及び河床変動傾向に基づいて、平均河床高、最深河床高の変動及び下能力から治水安全上問題が無いか確認をする。また、取水施設等の構造物や河川環境保全のため、掘削法面の緩傾斜化・砂礫砂州等の河床形状の維持・生物の生息環境に配慮する。

なお、玉石は現地に残置することを原則とする。

(2) 河川別採取計画

(イ) 木曾川

「木曾川」(24.4km～70.4km+250m)

木曾川は、上流部でのダム等の影響により、土砂の供給がほとんど期待できない状態である。

また、河口から57.0km付近に位置する犬山頭首工から上流は、河床に岩が露頭している状態で、中流部及び上流部では、河床低下が著しく局所的な洗堀が進行している状況である。このため派川も含めて砂利の採取は禁止とする。

(ロ) 長良川

「長良川」(30.2km～56.2km+100m)

木曾川下流河川事務所との管理境界から国道21号線橋梁（穂積大橋）付近までの中流部は砂を主体とする区域で、穂積大橋付近から上流端までの上流部は砂利を主体とする区域となっている。

長良川としては、約778千m³を採取可能量及び許可予定量とする。

「犀川・五六川」 (0.0km～2.6km+100m・0.0km～0.4km+10m)

河川管理上の支障がなく、かつ保安距離（護岸から20m）を確保されれば採取可能とする。

ただし、全区間にわたり河床材料がシルト・粘性土・混り砂が主体であり、骨材に適さないため、採取可能量は計上しない。

「伊自良川」 (0.0km～5.6km+150m)

計画高水敷高以上の大きな中州や高水敷が形成されており、民有地が多数存在する。河川管理上の支障がなく、かつ保安距離を確保されれば採取可能とする。

ただし、全区間にわたり河床材料が、シルト・粘性土・混り砂が主体であり、骨材に適さないため、採取可能量は計上しない。

(ハ) 揖斐川

「揖斐川」 (26.8km～61.0km+70m)

揖斐川は、上流部に発電ダム等があることから、上流からの土砂供給が抑制されているが、河床は安定している。

また、本川には河床維持の床固を始め横断工作物が多数ある。

揖斐川全体としては、約2,302千m³を採取可能量及び許可予定量とする。

「牧田川」 (0.0km～15.8km-70m)

牧田川は延長約15kmのうち、9.0kmより上流区間は河床勾配が急勾配で、これより下流揖斐川合流点付近までに急激に緩くなる。このため床固が24基と連続して多数設置されている。床固の存在する区間は、掘削基準河床高は、現況床固天端を侵さない範囲で掘削するものとする。

約113千m³を採取可能量及び許可予定量とする。

「杭瀬川」 (0.0km～8.8km)

計画高水敷高以上の大きな中州や高水敷が形成されており、民有地が多数存在する。河川管理上の支障がなく、かつ保安距離が確保されれば採取可能とする。

ただし、全区間にわたり河床材料が、シルト・粘性土・混り砂が主体であり、骨材に適さないため、採取可能量は計上しない。

「根尾川」 (0.0km～11.8km)

揖斐川合流点から上流端の山口頭首工の区間においては、河床勾配が急勾配であり、このため床固が8基と連続して設置されている。掘削基準河床高は、現況床固天端を侵さない範囲で掘削するものとする。

なお、本計画では既往の砂利採取実績より試行として根尾川の第8床固工及び第4床固工を対象に保安距離を150mから50mに短縮し、砂利採取後、床固に対してモニタリングを行い、安全であることを確認するものとする。

約180千m³を採取可能量及び許可予定量とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

(イ) 長良川・揖斐川

環境面、かつ橋梁への影響を極力少なくする為、上下流の橋梁等の保安距離を確保し、平水位または整備計画掘削高のいずれか高い標高を掘削基準河床高とすることを基本とする。

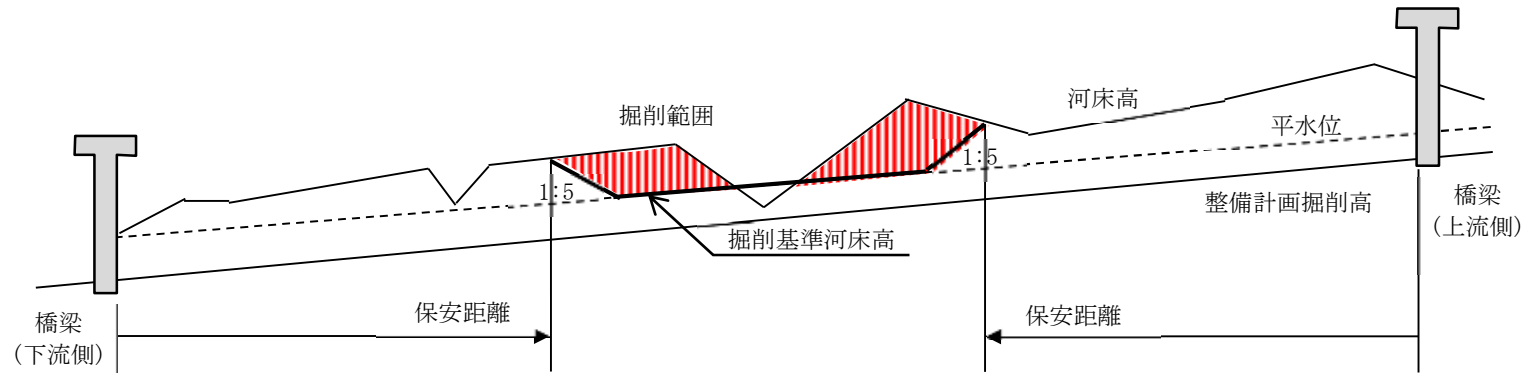


図1 掘削基準河床高縦断面図(長良川、揖斐川)

(ロ) 根尾川・牧田川

多数の床固が点在しているため、床固設置区間については上下流の床固の保安距離(150m)を確保し、現況床固天端を侵さない範囲で掘削基準河床高とすることを基本とする。

また、床固が無い、牧田川の第0号床固より下流区間については、整備計画掘削高とすることを基本とする。

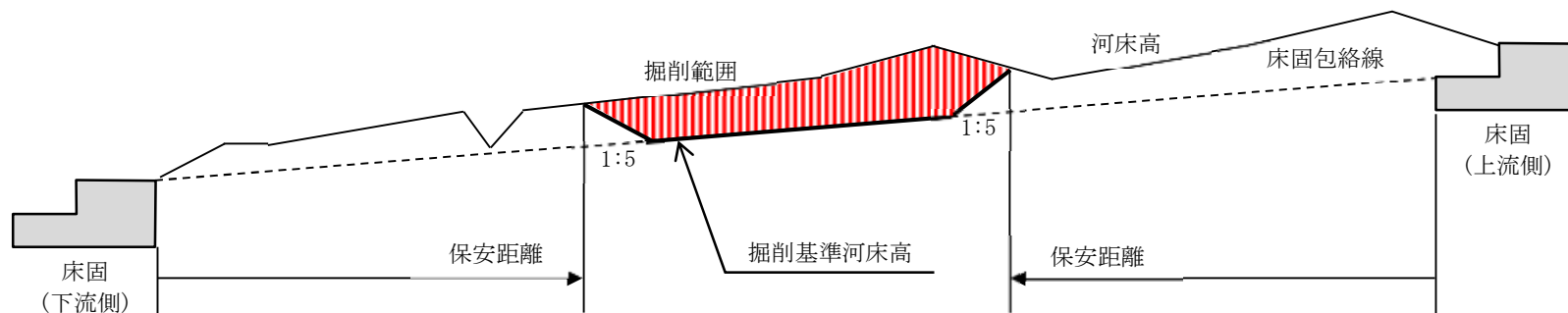


図2 床固包絡線による掘削基準河床高縦断面図(根尾川、牧田川)

(2) 掘削基準断面

(イ) 長良川・揖斐川

掘削基準河床高を平水位または整備計画掘削高のいずれか高い標高とし、左右岸は堤防防護ライン、低水路河岸管理ライン、既設低水護岸法肩及び計画低水路河岸法肩のいずれか流心側のラインより保安距離(長良川 30m、揖斐川 20m)を確保することを基本とする。

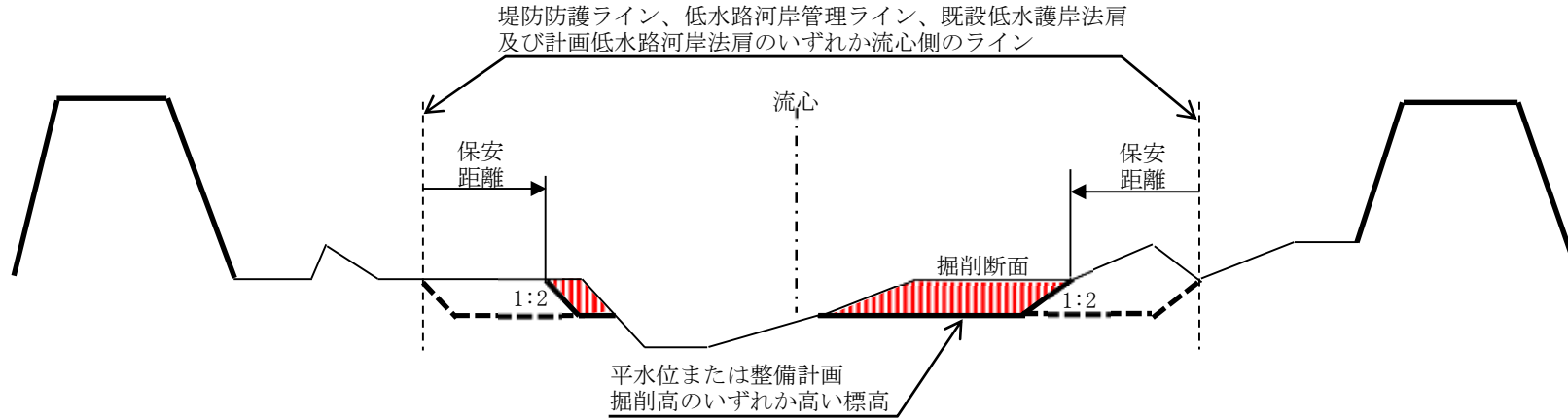


図3 掘削基準断面図(長良川、揖斐川)

(ロ) 根尾川・牧田川

掘削基準河床高を床固が設置されている区間は現況床固包絡線とし、床固が無い区間は整備計画掘削高とする。また、左右岸は堤防防護ライン、低水路河岸管理ライン、既設低水護岸法肩及び計画低水路河岸法肩のいずれか流心側のラインより保安距離(20m)を確保することを基本とする。

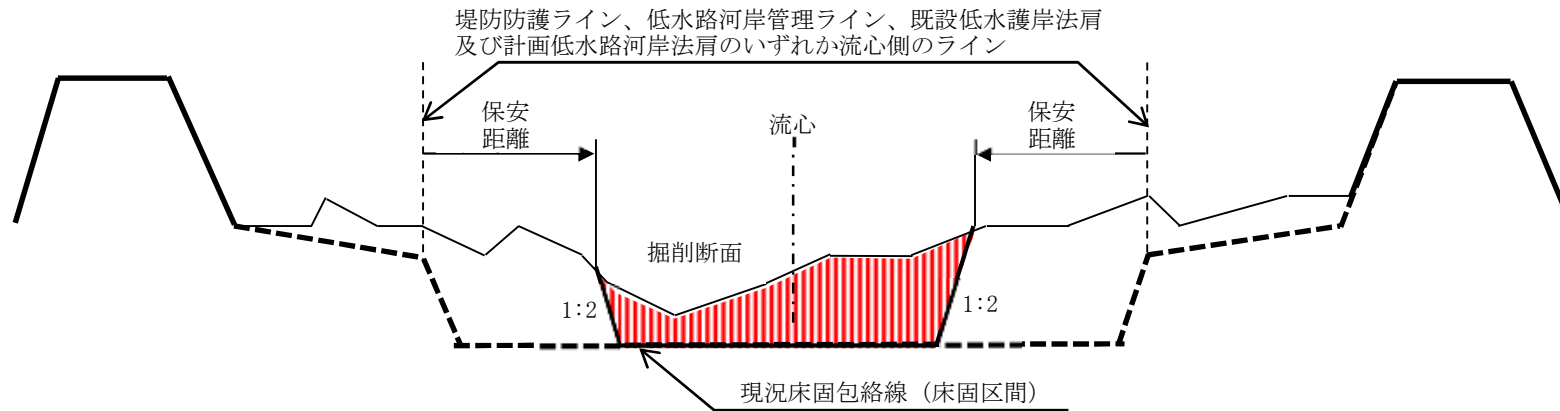


図4 掘削基準断面図(根尾川、牧田川)

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

木曾川、南派川、北派川を禁止区域とする。ただし、禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足及び偏流により河川管理上支障が生じる恐れがある場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

表2 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)
幹川	木曾川	24.4k	70.4k+250	48.5
支川	南派川	1.0k-150	7.4k	7.0
支川	北派川	0.8k-205	2.6k+115	2.7
	計			58.2

(2) 保安区域

保安距離は次のとおりとし、砂利採取の保安区域を設定する。ただし、保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

表3 保安距離一覧表

幹川名	河川名	区間	保安距離(m)					掘削基準河床高※2	掘削勾配※2	その他
			横断方向	縦断方向						
			護岸・河岸	橋梁(鉄道) 上下流	橋梁 上下流	取水堰 上流	床固・堰 上下流			
長良川	長良川	30.2k ~ 56.2k+100	30	500	200	200	—	平水位または整備 計画掘削高	1:2	大河川保安 距離適用
	犀川	0.0k ~ 2.6k+100	10	500	100	100	—	計画掘削高	1:2	小河川保安 距離適用
	五六川	0.0k ~ 0.4k+10	10	500	100	100	—	計画掘削高	1:2	小河川保安 距離適用
	伊自良川	0.0k ~ 5.6k+150	20	500	150	150	—	平水位または整備 計画掘削高	1:2	中河川保安 距離適用
揖斐川	揖斐川	26.8k ~ 61.0k+70	20	500	150	150	150	平水位または整備 計画掘削高	1:2	中河川保安 距離適用
	牧田川	0.0k ~ 15.8k-70	20	500	150	150	150	床固包絡線または 整備計画掘削高	1:2	中河川保安 距離適用
	杭瀬川	0.0k ~ 8.8k	20	500	150	150	—	平水位	1:2	中河川保安 距離適用
	根尾川	0.0k ~ 11.8k	20	500	150	150	150※1	床固包絡線または 整備計画掘削高	1:2	中河川保安 距離適用

※1：試行として、根尾川の第8床固工及び第4床固工を対象に保安距離を150mから50mに短縮できるものとする。

※2：掘削基準河床高及び掘削勾配について、砂利採取の許認可にあたっては、取水施設等の構造物や河川環境保全のため河川管理者と調整し決定するものとする。

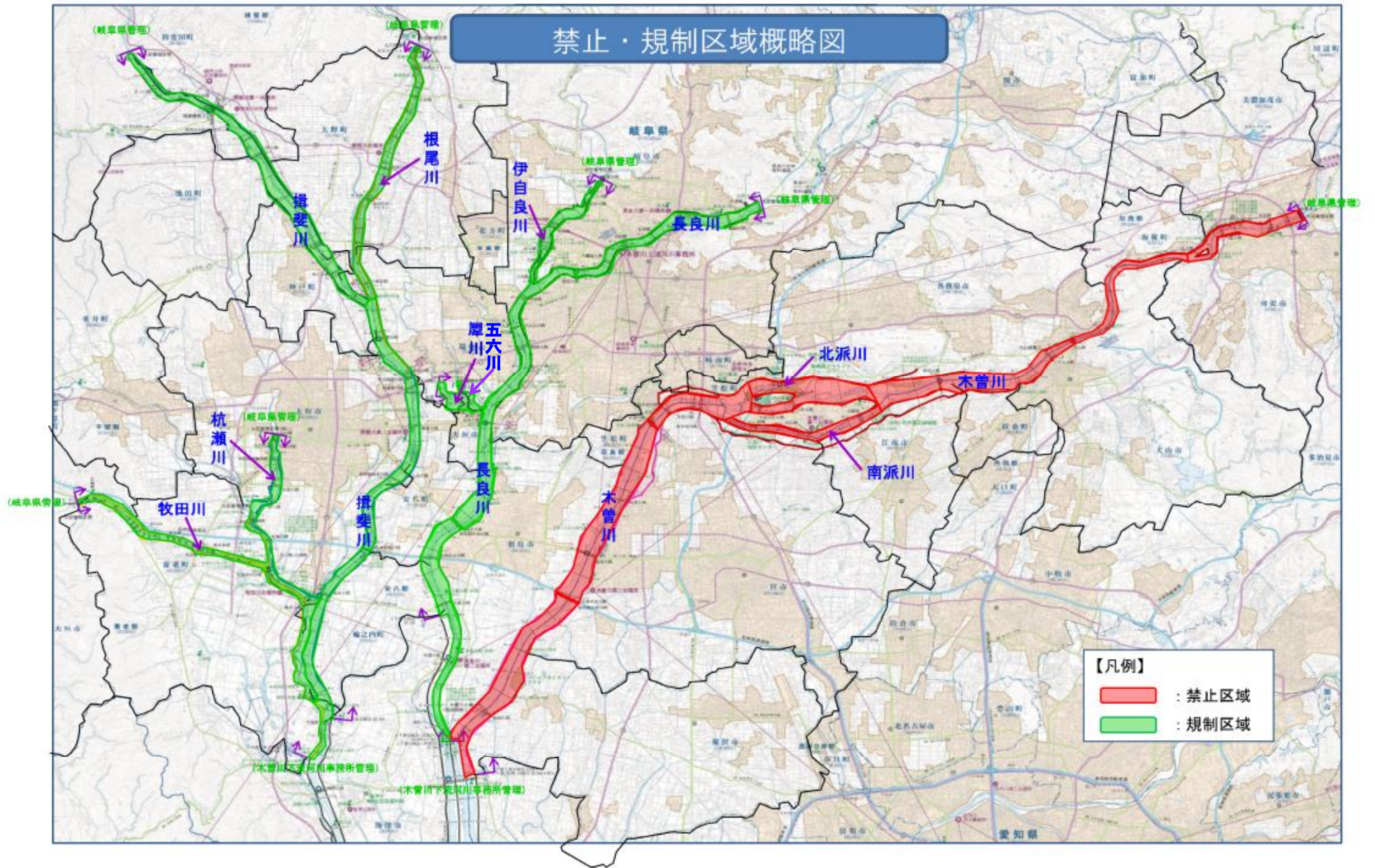


图5 砂利採取禁止区域・規制区域概略図

5. 掘削可能量及び採取可能量（令和8年3月現在）

表4 掘削可能量・採取可能量一覧表

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量(千 m3)	採取可能量(千 m3)	摘要
幹川	長良川	30.2k	56.2k+100	26.2	865	778	
幹川	揖斐川	26.8k	61.0k+70	34.8	2,558	2,302	
支川	牧田川	0.0k	15.8k-70	15.6	126	113	
支川	根尾川	0.0k	11.8k	11.8	200	180	
計					3,749	3,373	

※歩留りは0.9とする。

6. 年次別計画

表5 砂利採取許可予定量年次計画表

河川名	区間		年次計画(千 m3)																	
			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予想量	流下予想量
長良川	30.2k	56.2k+100	155	173	—	155	173	—	155	173	—	155	173	—	155	173	—	778	865	—
犀川	0.0k	2.6k+100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五六川	0.0k	0.4k+10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊自良川	0.0k	5.6k+150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
揖斐川	26.8k	61.0k+70	460	511	—	460	511	—	460	511	—	460	511	—	460	511	—	2,302	2,558	—
牧田川	0.0k	15.8k-70	22	25	—	22	25	—	22	25	—	22	25	—	22	25	—	113	126	—
杭瀬川	0.0k	8.8k	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
根尾川	0.0k	11.8k	36	40	—	36	40	—	36	40	—	36	40	—	36	40	—	180	200	—
計			673	749	—	673	749	—	673	749	—	673	749	—	673	749	—	3,373	3,749	—